

年金のコーナー

国民年金係

～学生のみなさんご存じですか？～

国民年金 学生納付特例制度

学生のみなさんも20歳にならば必ず国民年金に加入し、保険料を納めることが義務となつていきます。しかし、経済的に保険料を納めることがむずかしい学生には、在学期間中の保険料が後払いできる「学生納付特例制度」があります。

対象

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校等の学生(夜間・定時制課程や通信制課程の方を含む)で、本人の前年所得が118万円以下の方

扶養親族控除等があれば、基準額が変わります。

手続きに必要なもの

年金手帳 学生証(または学生証の写し) 印鑑

承認期間

特例の承認期間は、平成19年4月～平成20年3月まで
申請が遅れた場合でも年度初めの4月までさかのぼって

承認されます。

ただし、申請が遅れると障害基礎年金等が受けられない場合もありますので、お早めに手続きをしてください。なお、手続きは毎年度必要です。

提出先

住民課国民年金係

年金相談

大宮社会保険事務所職員による出張年金相談を行います。また、平成18・19年度の保険料と、過去2年以内の未納保険料および過去10年以内の追納保険料(保険料免除、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた方が対象)などが納められる集合徴収も行います。

ご相談の際には、年金手帳(基礎年金番号通知書)・納付書・社会保険事務所から送られたはがき等を持参してください。その他年金について疑問等がありましたらお気軽にご相談ください。

日時：4月26日(木)

10時～15時

場所：役場3階第3会議室

納め忘れはありませんか？

国民年金集合徴収

過去の未納保険料(時効期限が過ぎていないもの)や平

成19年度の前納納付などができる集合徴収を行います。

この日は、収納のみの取扱いになります。相談はできませんのでご了承ください。

日時：4月27日(金)

13時～17時

場所：役場3階第3会議室

国民年金保険料の前納はお得です

定額保険料や付加保険料を4月末日(今年は4月末日が休日のため5月1日)までに一括して前納すると、割引がおりお得です。

社会保険庁より送付された平成19年度分納付書を持って、金融機関の窓口やコンビニエンスストアおよび社会保険事務所などで、前納する旨を申し出てください。

国民年金係

住民課国民年金係

定額保険料を納付書により現金納付した場合

	1年分	半年分
毎月納めたとき	169,200円 (174,000円)	84,600円 (87,000円)
一括前納で納めたとき	166,200円 (170,910円)	83,910円 (86,290円)
割引額	3,000円 (3,090円)	690円 (710円)
納期	5月1日	前期分5月1日 後期分10月31日

()内は付加保険料のある場合です。

障害者の外出を支援します

福祉課障害者福祉係

町では、重度障害者の経済的負担の軽減を図り、外出が容易になるよう、福祉タクシー利用料金の補助および自動車燃料費の助成を行っています(左記のうち、いずれか1つのみのご利用となります)。

前年度から引き続き利用を希望する方も申請が必要です。



重度障害者福祉タクシー利用料金補助制度



対象者 身体障害者手帳の1・2級、療育手帳のA・Aまた

は精神障害者保健福祉手帳の1級を所持している障害者補助金額 タクシーを利用した時の初乗り運賃相当額を補助(年24回分)申請に必要なもの 印鑑 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 *その場で利用券を交付します。

自動車燃料費助成制度



対象者 身体障害者手帳の1・2級、療育手帳のA・Aまたは精神障害者保健福祉手帳の1級を所持している障害者およびその障害者と同居している家族 助成金額 年額12,000円を上限 申請に必要なもの 印鑑 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 自動車検査証または原動機付自転車の標識交付証明書(コピー可)

福祉課障害者福祉係

平成19年度 介護保険料のお知らせ

65歳以上の方の平成19年度
介護保険料額は下表のとおり
です。

なお、平成17年度税制改正
に伴う経過措置者には、本年
度も引き続き激変緩和措置を
講じるため、下表の額とは異
なる場合があります。



写真はイメージです。

【納め方と通知の時期】

すでに年金からの天引きが
始まっている方

平成19年2月に年金から天
引きされた額と同額の保険料
が4月、6月の年金からも天
引きされます。

平成19年度介護保険料特別
徴収開始のお知らせが届いた
方

お知らせした額で4月また
は、6月の年金から天引きが

開始されます。

それ以外の方

7月に納入通知書を送付し
ます。納期は7月末から来年
2月末までの各月(8回)とな
ります。また、年度途中に65

福祉課介護保険管理係

注) との方にも7月に介
護保険料決定通知書を送付
しますので、再度保険料額の
確認をお願いします。

歳に到達した方や町外から転
入してきた方には、7月以降、
随時、納入通知書を送付しま
す。

平成19年度の介護保険料額

(単位：円)

所得段階	対象となる方	年額
第1段階	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市町村民税非課税の方	22,300
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	22,300
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	33,400
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方	44,600
第5段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	55,700
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	66,900

ご相談ください

県より、知的障害者相談員、
身体障害者相談員として左記
の2名の方が委嘱されていま
す。

知的障害者の方、身体に障
害のある方の更生支援につい
てお気軽にご相談ください。

【知的障害者相談員】

丸崎 まさ江氏

☎721 8206

【身体障害者相談員】

木田 博氏

☎728 6806

手話通訳者等を派遣します

町では、コミュニケーション
支援事業として、意思の伝
達に支援が必要な聴覚障害者
等に対して、手話通訳者等を
派遣します。(無料)

福祉課障害者福祉係

納税は安心・便利な
「口座振替」で

引き落とし開始は、申込の
翌月末以降の納期分からとな
ります。

対象町税等

町県民税・固
定資産税・軽自動車税・国民
健康保険税・介護保険料

申込手続き

通帳印をご持
参のうえ、取扱金融機関また
は役場窓口でお申し込みくだ
さい。口座振替申込書は、納
付書に綴られているほか役場
窓口にあります。

取扱金融機関

埼玉りそな
銀行・武蔵野銀行・埼玉縣信
用金庫・上尾市農業協同組
合・郵便局(全国)・三菱東京
UFJ銀行・東和銀行・みず
ほ銀行・三井住友銀行・りそ
な銀行・中央労働金庫・中央
三井信託銀行浦和支店

国税課

～国保メモ～

Q 海外に滞在したら、国民健康
保険の取扱いはどうなるの？

A 町国民健康保険の加入者の方
が、海外に滞在する場合は次
のようになります。

住所を伊奈町のまま滞在

国保は加入したままになりますの
で、滞在期間中も国保税は課税され
ます。

なお、滞在期間中に医療を受けた
場合は、申請により本人負担の3割
を差し引いた7割相当額(日本国で
の医療費換算)をお返します。

詳しくは、渡航前にご相談くだ
さい。

住所を海外に移して滞在

日本国の制度は適用されませんの
で、国保から脱退してから渡航して
ください。

国民課国民健康保険係